

## 令和7年度第2回「ふれあい（いじめ防止強化）月間」の各学校における取組内容について

## 1 目的

- (1) 各学校が、いじめ、自殺、暴力行為等の問題行動及び不登校の未然防止・早期発見・早期対応等につながる具体的な取組を実施する。
- (2) 各学校が、いじめ、自殺、暴力行為等の問題行動及び不登校の状況について総点検を行い、現状や取組の効果等を把握する。

## 2 内容

- (1) 実施期間 令和7年11月4日（火）から令和7年11月28日（金）まで
- (2) 対象期間 第1回：令和7年4月1日（火）から令和7年6月30日（月）まで  
第2回：令和7年11月4日（火）から令和7年11月28日（金）まで
- (3) 対象 区内小学校（18校 ※宇佐美学園含む）、中学校（5校）
- (4) アンケート調査  
「ふれあい（いじめ防止強化）月間」の期間中に、全児童・生徒を対象とした「いじめについてのアンケート調査」を実施し、いじめを認知した場合は、直ちに児童・生徒への聞き取りや、個別の指導を行うなど、適切に対応する。

## 3 令和7年4月1日から令和7年11月30日までに、学校が把握したいじめの認知件数

| 調査対象期間において認知されたいじめ | 小学校 | 中学校 |
|--------------------|-----|-----|
| いじめの認知件数           | 260 | 124 |

## 4 いじめ防止等の取組状況をふまえた成果と課題

## (1) 効果的だった取り組み

## 【小学校】

- ・アンケートや児童との個人面談を通じ、児童の些細な変化を早期に発見、組織的な聞き取りにより迅速な解決につなげることができた。
- ・「学校いじめ対策委員会」を定期開催し、スクールカウンセラー等と連携して多角的な視点で児童を理解できた。
- ・「いじめ防止基本方針」を全教職員で再確認し、組織的な対応の足並みを揃えた。

## 【中学校】

- ・いじめが認知された際、被害・加害双方の保護者に対して解決に向けた対応方針を伝えることを徹底し、家庭との協力体制を構築している。
- ・学校だけでなく、外部の相談窓口（電話、メール、手紙、SNS等）について周知し、生徒がいつでも相談できる環境を整備している。
- ・全校生徒による「いじめ根絶宣言」の作成など、当事者意識を高める取り組みを行った。

## (2) 今後の課題

## 【小学校】

- ・学校外でのSNSトラブルの把握が困難であり、家庭への啓発と連携が急務である。
- ・大規模校ゆえの「死角」をなくすための休み時間等の見守り体制の再考が必要である。

## 【中学校】

- ・いじめの定義に基づいた確実な認知が進んでいる一方で、教職員の異動や若手教員の増加に伴い、「学校いじめ防止基本方針」や「学校いじめ対策委員会」の役割に対する理解を常にアップデートし続けることが必要である。
- ・校内研修やOJTを継続的に実施し、複雑化するいじめの対応について、具体的な事例を通していじめへの対応力を高めていく。

[参考] 教員のいじめ防止等の取組状況における、18のチェックリスト評価項目内容

|   |                             | 18のチェックリスト |   |
|---|-----------------------------|------------|---|
| 1 | 軽微ないじめも見逃さない                | ①          | いじめ防止対策推進法に規定されている「いじめ」の定義に基づき、確実にいじめを認知している。                     |
|   |                             | ②          | いじめやいじめの疑いのある事例について、学年や「学校いじめ対策委員会」で対応方針や役割分担を協議している。             |
| 2 | 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む     | ③          | 年に3回以上のいじめ防止等に関する校内研修やOJT等を計画し、日常の指導に生かすことができるように順次実施している。        |
|   |                             | ④          | 「学校いじめ対策委員会」の職務内容や構成メンバーについて、全教職員が理解している。                         |
|   |                             | ⑤          | 「学校いじめ防止基本方針」の内容について、全教職員が理解している。                                 |
|   |                             | ⑥          | 児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、小さな事例でも「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底している。           |
|   |                             | ⑦          | いじめ防止対策推進法に規定されている「重大事態」の定義と対処について、全教職員が理解している。                   |
|   |                             | ⑧          | いじめの事案について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報を、定められた様式の電子ファイルに入力し、校内で共有している。      |
| 3 | 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す    | ⑨          | いじめ対策に関する学校評価の結果から、教職員が自らの取組を振り返ったり、改善を図ったりする機会を設定している。           |
|   |                             | ⑩          | 年3回以上のいじめ把握するためのアンケートを順次実施し、その内容を教職員間（スクールカウンセラー等の心理職を含む）で共有している。 |
| 4 | 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする | ⑪          | 児童・生徒に対して、不安や悩みがある場合は、些細なことでも身近にいる信頼できる大人に相談するよう、計画的に指導している。      |
|   |                             | ⑫          | いじめに関する授業を年3回以上計画し、順次実施している。                                      |
|   |                             | ⑬          | 児童・生徒に対し、いじめは絶対に許されない行為であることを指導するよう徹底している。                        |
| 5 | 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る      | ⑭          | 日常において、児童・生徒同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定するよう徹底している。                  |
|   |                             | ⑮          | 全教職員が、保護者等に対して、「学校いじめ防止基本方針」の概要を説明することができるようにしている。                |
| 6 | 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する         | ⑯          | いじめが認知された場合、被害・加害の双方の保護者に解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。                 |
|   |                             | ⑰          | 学校サポートチームや事案に応じた関係機関の役割について、全教職員が理解している。                          |
|   |                             | ⑱          | いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合、どのように対応すればよいか全教職員が理解している。                  |